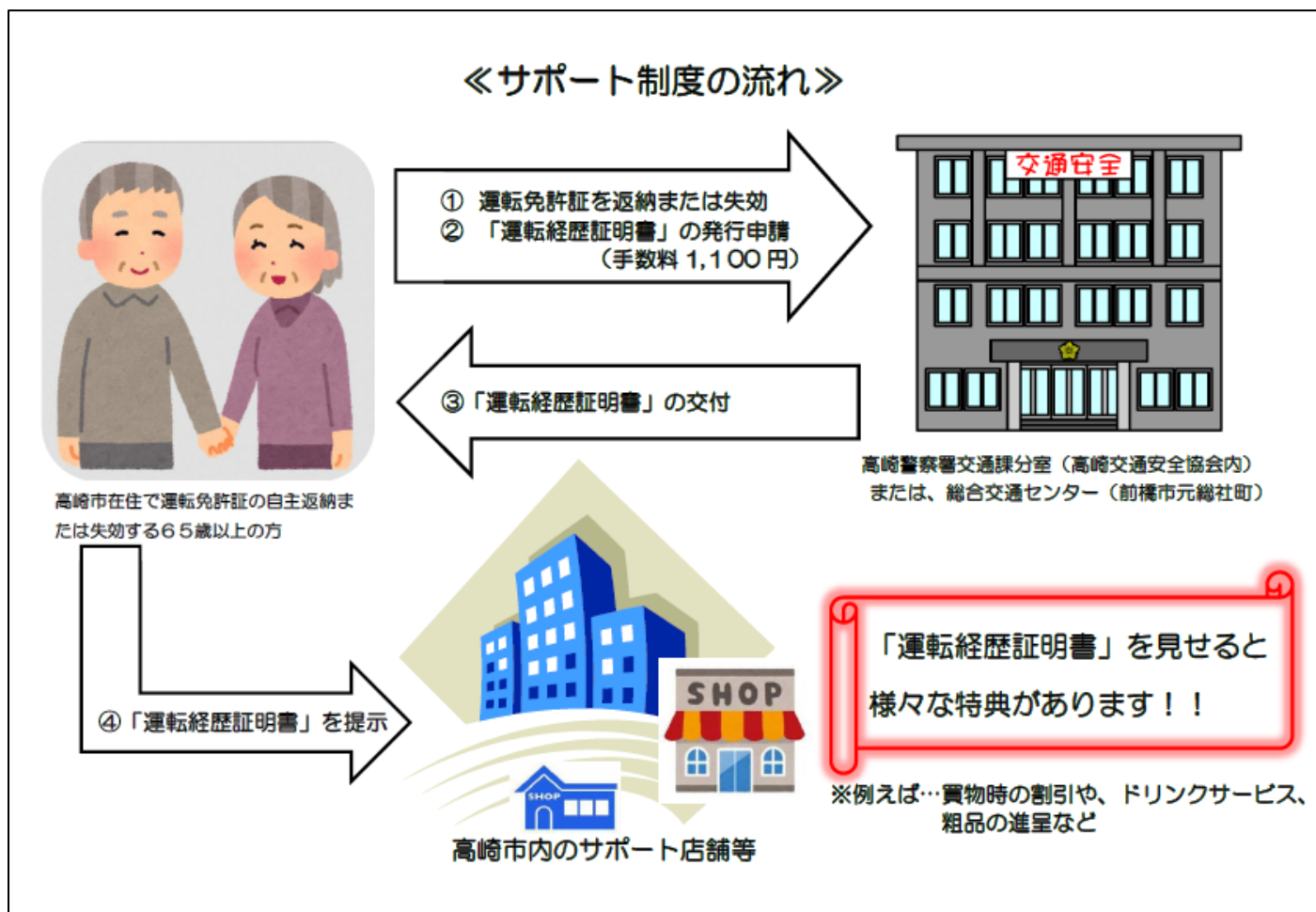


～ 「高崎市運転免許証自主返納者等サポート制度」について ～

高崎市内の協力店舗等を利用した際に、「運転経歴証明書」を提示することにより、さまざまな特典を受けることができる制度を充実させ、運転免許証を自主返納または失効した高齢者が自宅に引きこもることなく、外出が楽しみとなる地域社会を目指します。



**サポートを受けられる人** …… 高崎市在住の65歳以上で、運転免許証を全部返納または失効し、「運転経歴証明書」の発行を受け、利用する店舗等へ直接提示した方

**サポート協力事業者** …… 市内に店舗等を持つ個人経営店やチェーン店等で、本制度に協力いただける店舗（割引や各種サービスなど）ポスターや協力店章を掲示

**当店は、  
高崎市運転免許証  
自主返納者サポート制度の  
協力店です。**

高崎市にお住まいの65歳以上の方で、  
**「運転経歴証明書」**を  
提示いただいた方に、  
下記の特典を用意しています。

※「運転経歴証明書」とは  
運転免許証の返納または失効から5年以内であれば、申請により交付を受けることができ、運転免許証と同様に身分証明書として用いることができるもの

(表)

氏名	日本 花子	昭和50年7月10日生
住所	東京都千代田区霞が関2-1-2	
交付	平成24年04月01日 12345-1	
<b>運転経歴証明書</b> (自動車等の運転はできません)		
番号	第 123456789000 号	
有効	平成27年04月01日	
失効	平成38年04月01日	
交付	平成14年04月01日	
		00000 公安委員会

(裏)

備考	
注意事項	
1 「運転経歴証明書」申請より運転免許の返納を完了した日経内閣の自動車等の運転は許可は認められていません。	
2 住所等に変更が生じた場合は、速やかに住所変更を管轄する公安委員会へ届け出て、変更事項の記載を改めてください。	